

北朝鮮の核実験及び弾道ミサイル発射に抗議する決議

北朝鮮は、我が国をはじめ国際社会が自制を強く求めてきたにもかかわらず、平成28年1月6日に核実験を強行し、また、2月7日には、「人工衛星」の打ち上げと称して弾道ミサイルを発射した。

これは、一連の国連安全保障理事会決議の明白な違反であるとともに、日朝平壤宣言及び六者会合共同声明の趣旨に反し、我が国のみならず平和と安全を願う国際社会に対する重大な脅威であり、厳しく糾弾されなければならない。

また、武蔵村山市議会は、核兵器の廃絶を願うため核兵器禁止平和都市宣言に関する決議を行っており、国際平和の切実な願いを踏みにじる核実験及び弾道ミサイル発射は、唯一の被爆国として断じて容認することはできない。

よって、武蔵村山市議会は、今回の北朝鮮の核実験及び弾道ミサイルの発射に厳重に抗議し、国際社会と政府が一致協力してもっとも効果的な措置を取ることを求めるとともに、北朝鮮政府に対し、今後、核実験及び弾道ミサイルの発射をやめ、国際社会の平和と安全を損なう行為を行わないよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成28年2月29日

武蔵村山市議会